令和８年　９月１０日（木）
（ホームページ公表用資料）

岡垣町における PFOS 及び PFOA に対する対応について（Ｎｏ．１１）

１．糠塚水源におけるモニタリング調査について（中間報告　その７）

（１）現在の状況について

○糠塚水源２号及び３号井戸取水停止後の糠塚水源１号～３号井戸のモニタリング調査を継続中。

※取水量減については、他の水源の取水量の増と北九州市からの用水受水量の増により対応。

（２）糠塚水源３号井戸取水停止後の水質検査の結果について

資料１のとおり。

２．新規水源開発の取り組みについて

○本年度に新たな候補地において取水井戸としての可能性を判断するため、令和８年６月議会において、調査業務費の補正予算を計上し、承認済み。

○調査業務は入札を行い、８月１４日付けで委託業者と契約済み。

３．航空自衛隊芦屋基地及び九州防衛局に対する動きについて

○令和８年５月２８日　芦屋基地周辺地域での PFAS 等検出超過に係る協議を実施　（福岡県・芦屋町・岡垣町）

○令和８年７月２２日　環境省との事務方協議を実施（福岡県・芦屋町・岡垣町）

○令和８年７月２７日　芦屋基地及び九州防衛局に要請書（別紙 1-1 及び 1-2）を提出（2 回目）（福岡県及び芦屋町、岡垣町の連名）

４．今後の対応について

○引き続き糠塚水源２号及び３号井戸の取水停止による１号井戸への影響について、モニタリング調査を継続し、町民の皆様に適時・適切な情報発信を行う。

○PFOS 及び PFOA に関する水質検査については、現在、月に１回以上（糠塚水源１号及び水道水：月２回、糠塚水源２号及び３号：月１回、その他水源：年２回）としているが、当該検査数値が一定の平衡状態を保っていると考えられるため、検査頻度を軽減していく。

○福岡県や基地周辺自治体との情報共有及び連携した取組み。

○飲用・農業等で使用する井戸水の水質検査を自主的に行う方を対象に、そ

の費用の一部について補助の実施。（検査費用の 1/2 上限 25,000 円）
これまでの調査の結果については、資料 2 のとおり。

（資料 1）糠塚水源 3 号井戸取水停止後の水質検査の結果（R8.8.25 時点）

単位：ng/L

採水月	１号井戸（旧）	１号井戸（新）	２号井戸	３号井戸	水道水	備考
R7.1		10	104	307	19	3号井戸の取水停止[R7.1.6] 採水日　[R7.1.6]
R7.2		19	194	取水停止 (865)※1	23	採水日　[R7.2.10]
R7.3		10	245	取水停止 (612)※2	22	採水日　[R7.3.10]
R7.4		10	245	取水停止 (467)※2	18	採水日　[R7.4.14]
R7.5		16	265	取水停止 (442)※2	19	採水日　[R7.5.12]
R7.6		16	取水停止 (29)※3	取水停止 (351)※3	nd	2号井戸の取水停止[R7.6.1] 採水日　[R7.6.9]
〃		26	取水停止 (31)※3	取水停止 (380)※3	nd	採水日　[R7.6.23]
R7.7		38	取水停止 (44)※3	取水停止 (308)※3	5	採水日　[R7.7.14]
〃		51	取水停止 (60)※3	取水停止 (692)※3	nd	採水日　[R7.7.28]
R7.8		50	取水停止 (55)※3	取水停止 (756)※3	7	採水日　[R7.8.4]
〃		46	取水停止 (57)※3	取水停止 (372)※3	8	採水日　[R7.8.18]
R7.9		40	取水停止 (51)※3	取水停止 (164)※3	nd	採水日　[R7.9.8] 1号井戸の取水一時停止[R7.9.5～R7.9.7]
〃		22	取水停止 (28)※3	取水停止 (96)※3	nd	採水日　[R7.9.22]
R7.10		21	取水停止 (27)※3	取水停止 (76)※3	nd	採水日　[R7.10.6]
〃		20	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R7.10.20]
R7.11		18	取水停止 (21)※3	取水停止 (51)※3	nd	採水日　[R7.11.10]
〃		20	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R7.11.25]
R7.12		21	取水停止 (31)※3	取水停止 (40)※3	nd	採水日　[R7.12.8]
〃		25	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R7.12.22]
R8.1		36	取水停止 (30)※3	取水停止 (38)※3	5	採水日　[R8.1.5]
〃		24	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.1.19]
R8.2		24	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.2.9]
〃		23	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.2.24]
R8.3		13	取水停止 (17)※3	取水停止 (22)※3	nd	採水日　[R8.3.9]
〃		16	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.3.23]
R8.4		12	取水停止 (14)※3	取水停止 (18)※3	nd	採水日　[R8.4.13]
〃		21	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.4.27]
R8.5		19	取水停止 (18)※3	取水停止 (19)※3	nd	採水日　[R8.5.11]
〃		21	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	6	採水日　[R8.5.25]
R8.6		15	取水停止 (18)※3	取水停止 (25)※3	nd	採水日　[R8.6.8]
〃		14	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.6.22]
R8.7		20	取水停止 (14)※3	取水停止 (21)※3	nd	採水日　[R8.7.13]
〃		16	取水停止 (ー)※3	取水停止 (ー)※3	nd	採水日　[R8.7.27]
R8.8		22	取水停止 (24)※3	取水停止 (37)※3	nd	採水日　[R8.8.10]

水質基準値：50ng/L以下　　nd：定量下限値未満　　（　）内の数値は取水停止井戸の検出値

（R8.3月までは暫定目標値）

※1　1日1時間の維持管理運転の実施　　揚水量：約20m3/日
※2　1日30分間の維持管理運転の実施　　揚水量：約10m3/日
※3　採水日30分程度の維持管理運転の実施　　揚水量：約10m3/回（R7.10月より月1回の水質検査）

（資料２）個人井戸等の補助制度を活用した水質検査結果一覧（R8.8.25 時点）

No.	対象者	検査実施場所	使用用途	採水日	検査結果
1	個人	中央台3丁目	その他 （家庭菜園など）	令和7年3月10日	ｎｄ（定量下限値未満）
2	個人	大字吉木	飲用	令和7年3月18日	ｎｄ（定量下限値未満）
3	個人	大字黒山	飲用、農業	令和7年3月17日	ｎｄ（定量下限値未満）
4	個人	大字三吉	飲用	令和7年4月14日	ｎｄ（定量下限値未満）
5	個人	大字波津	飲用	令和7年5月12日	ｎｄ（定量下限値未満）
6	個人	大字黒山	農業用	令和7年5月16日	13ng/L
7	事業者	大字三吉 ※付近２箇所	①飲用 ②事業用等（非飲用）	令和7年6月9日	①23ng/L ②51ng/L※１
8	事業者	大字内浦 ※付近2箇所	飲用、事業用	令和7年6月9日	ｎｄ（定量下限値未満）
9	個人	大字糠塚	飲用	令和7年7月14日	7ng/L
10	個人	大字三吉	飲用	令和7年8月18日	ｎｄ（定量下限値未満）
11	個人	大字三吉	飲用	令和7年8月18日	24ng/L
12	事業者	大字三吉	飲用	令和7年10月6日	32ng/L
13	個人	大字三吉	飲用	令和7年10月6日	ｎｄ（定量下限値未満）
14	個人	大字糠塚	飲用	令和7年11月10日	ｎｄ（定量下限値未満）
15	個人	中央台1丁目	飲用	令和8年3月27日	ｎｄ（定量下限値未満）
16	事業者	大字海老津	飲用、事業用	令和8年3月27日	ｎｄ（定量下限値未満）

水質基準値：50ｎｇ/Ｌ

ｎｄ：定量下限値未満

（1 リットルあたり 5 ナノグラム未満は定量下限値未満と表記）

※１　限られた地点における検出結果であり、町内全域の水質や日常生活に影響があるものではありません。

別紙1-1
（芦屋基地宛て）

要　請　書

航空自衛隊芦屋基地及び周辺水域等の
PFOS 及び PFOA 対策について

福　岡　県
芦　屋　町
岡　垣　町

令和８年７月

令和 6 年 12 月、航空自衛隊芦屋基地（以下「基地」という。）の専用水道における PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）の水質検査結果が暫定目標値を超過した旨、情報提供がありました。

これを受け、県は、基地に隣接する芦屋町、岡垣町及び遠賀町と連携のうえ、直ちに、周辺地区の井戸水利用者に対する情報提供及び飲用を控える旨の助言、並びに周辺水域等における水質モニタリングを実施してまいりました。

この結果、基地北側水路及び周辺地区で利用されている地下水においても PFOS 等の暫定指針値超過が確認されました。

また、岡垣町においても、基地内及び基地に近接する糠塚水源の一部の井戸で暫定目標値を超過する PFOS 等が継続して検出されていました。

このような状況から、私どもは、基地内の暫定目標値を超過した地下水が周辺にも影響している可能性が高いと考え、令和 7 年 3 月 28 日に貴職及び防衛省九州防衛局長に対し、PFOS 等への対応について要請しました。

しかしながら、周辺地区の地下水において PFOS 等の指針値超過が継続しています。

つきましては、下記事項について引き続きご対応いただきますよう、改めて要請します。

記

1．基地の専用水道及び糠塚水源から PFOS 等が暫定目標値を超えて検出された原因を究明するとともに、周辺地区への拡散防止対策を講じること。

2．基地からの排出水（雨水等を含む。）が公共用水域における指針値超過の原因とならないよう対策を講じること。

３．基地周辺において、国の責任のもと、PFOS 等の井戸水検査を実施し、安全性の確認を行うこと。

　また、新たな水道水源井戸の確保や水道水源・井戸水からPFOS 等を除去するための支援措置等を講じること。

４．PFOS 等が検出された原因や拡散防止対策の内容等については、適宜情報提供を行うとともに、周辺地区住民へも併せて周知・公表すること。

令和８年７月２７日

航空自衛隊芦屋基地
司令　　兼　田　　大　助　様

福岡県知事
服　部　　誠　太　郎

芦屋町長
貝　掛　　俊　之

岡垣町長
門　司　　晋

別紙1-2
（九州防衛局宛て）

要　請　書

航空自衛隊芦屋基地及び周辺水域等の
PFOS 及び PFOA 対策について

福　岡　県
芦　屋　町
岡　垣　町

令和８年７月

令和 6 年 12 月、航空自衛隊芦屋基地（以下「基地」という。）の専用水道における PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）の水質検査結果が暫定目標値を超過した旨、情報提供がありました。

これを受け、県は、基地に隣接する芦屋町、岡垣町及び遠賀町と連携のうえ、直ちに、周辺地区の井戸水利用者に対する情報提供及び飲用を控える旨の助言、並びに周辺水域等における水質モニタリングを実施してまいりました。

この結果、基地北側水路及び周辺地区で利用されている地下水においても PFOS 等の暫定指針値超過が確認されました。

また、岡垣町においても、基地内及び基地に近接する糠塚水源の一部の井戸で暫定目標値を超過する PFOS 等が継続して検出されていました。

このような状況から、私どもは、基地内の暫定目標値を超過した地下水が周辺にも影響している可能性が高いと考え、令和 7 年 3 月 28 日に貴職及び基地司令に対し、PFOS 等への対応について要請しました。

しかしながら、周辺地区の地下水において PFOS 等の指針値超過が継続しています。

つきましては、下記事項について引き続きご対応いただきますよう、改めて要請します。

記

1．基地の専用水道及び糠塚水源から PFOS 等が暫定目標値を超えて検出された原因を究明するとともに、周辺地区への拡散防止対策を講じること。

2．基地からの排出水（雨水等を含む。）が公共用水域における指針値超過の原因とならないよう対策を講じること。

３．基地周辺において、国の責任のもと、PFOS 等の井戸水検査を実施し、安全性の確認を行うこと。

　また、新たな水道水源井戸の確保や水道水源・井戸水からPFOS 等を除去するための支援措置等を講じること。

４．PFOS 等が検出された原因や拡散防止対策の内容等については、適宜情報提供を行うともに、周辺地区住民へも併せて周知・公表すること。

令和８年７月２７日

防衛省　九州防衛局長
伊　藤　　和　己　様

福岡県知事
服　部　　誠　太　郎

芦屋町長
貝　掛　　俊　之

岡垣町長
門　司　　晋

令和８年１０月　７日（水）
（ホームページ公表用資料）

岡垣町における PFOS 及び PFOA に対する対応について
（Ｎｏ．１１追加分）

１．航空自衛隊芦屋基地及び九州防衛局に対する主な対応ついて

○令和８年　５月２８日　芦屋基地周辺地域での PFOS 等検出超過に係る協議を実施（福岡県・芦屋町・岡垣町）
・要請書の内容、要請時期の設定

○令和８年　７月２７日　芦屋基地及び九州防衛局に要請書を提出（2 回目）
（福岡県及び芦屋町、岡垣町の連名）

２．令和 8 年 7 月 27 日要請書手交時の主な口頭回答

○芦屋基地（第 3 術科学校総務課長）

「要請書については確かに受領した。今後について、当方で実施する井戸水の水質の検査の状況等、必要な情報は随時提供させていただきたいと考えている。」

○九州防衛局（企画部地方調整課環境対策室長）

「PFOS 等は、国内において広く使用されてきた経緯があり、現在、防衛省が関係省庁と PFOS 等に関する学術的な知見の集約に努めていると聞いている。地域の皆様の不安を真摯に受け止め、今後も速やかな情報提供と必要な対応をとっていきたいと考えている。」

３．今後の対応について

今回手交した要請書に対して当日上記のとおり口頭回答を受けているところではあるが、今後の更なる対応については、これまでと同様に足並みを揃える必要があるため、福岡県及び芦屋町との協議を進める。